

令和2年度 主な事業の要求・査定状況

※主な事業とは、市が実施しようとする新規事業・投資的経費等を中心に抜粋したもので、市が行う全ての事業を掲載したものではありません。

市民部

(単位:千円)

担当課	小事業	要求額	要求内容	査定額	査定理由
市民課	ICTを活用した住民窓口改善システム経費	10,937	住民異動に伴う各種手続きの簡略化のために、ICTを活用した住民窓口改善システムを運用する。	8,423	B
市民課	マイナンバーカード普及促進経費	114,493	マイナンバーカードの普及を促進するために、臨時窓口の開設を行う。また制度が円滑に進むようにシステムの改修を行う。	114,400	B
生活環境課	市営墓地整備事業	10,863	市営墓地の施設整備に要する経費	3,500	D
新斎苑建設推進課	新斎苑整備事業	4,443,934	新斎苑の施設整備に要する経費	4,443,934	A
新斎苑建設推進課	地域集会所建設費補助経費	66,150	集会所の建設に対し補助を行う。(新斎苑整備に伴う地域活性化対策事業)	66,150	A
新斎苑建設推進課	市単独土地改良整備補助事業	19,000	ため池等の整備に対し補助を行う。(新斎苑整備に伴う地域活性化対策事業)	19,000	A
新斎苑建設推進課	道路橋梁維持補修経費	1,500	道路等の維持補修に要する経費(新斎苑整備に伴う地域活性化対策事業)	1,500	A
新斎苑建設推進課	河川維持補修経費	10,450	水路等の維持補修に要する経費(新斎苑整備に伴う防災対策事業)	10,450	A
地域づくり推進課	地域ふれあい会館運営管理経費	2,269	地域ふれあい会館の修繕及び備品購入に関する経費	1,100	D
地域づくり推進課	庁舎等施設整備事業(地域自治協議会拠点整備)	1,780	若草公民館佐保分館(令和2年度より佐保地域ふれあい会館予定)の一部を改修し、地域自治協議会の拠点となる施設を整備する。	1,500	B
地域づくり推進課	仮称伏見地域ふれあい会館整備事業	46,259	仮称伏見地域ふれあい会館の整備に要する経費	45,406	B
文化振興課	友好・姉妹都市スポーツ交流事業経費	7,031	友好姉妹都市である揚州市、慶州市との交流事業に要する経費	5,500	C
文化振興課	文化創造発信事業経費	1,076	奈良におけるアートの役割について市民・企業・行政が共に考える機会として、シンポジウム及びワークショップを開催する。	900	B
文化振興課	全国万葉故地サミット開催経費	1,316	万葉歌人ゆかりの地として万葉のまちづくりを展開する全国の自治体によるサミットを開催する。	1,200	B
文化振興課	文化振興補助経費	19,606	文化振興に寄与すると認められる事業に対し、補助金を交付する経費	18,909	C
文化振興課	文化振興施設整備事業	106,337	文化施設を計画的に改善・補修し、施設の整備を図る。	8,900	D
スポーツ振興課	東京オリンピック推進経費	10,174	東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う、オーストラリアを相手国とした事前キャンプ誘致、聖火リレー開催負担金等に要する経費	9,424	C
スポーツ振興課	友好・姉妹都市文化交流事業経費	1,600	姉妹都市である慶州市との交流事業に要する経費	1,200	C
スポーツ振興課	スポーツ施設管理事務経費	36,818	インフラ長寿命化基本計画に基づき、体育施設の個別施設計画を策定する経費	0	E
スポーツ振興課	西部生涯スポーツセンター等管理経費	7,390	西部生涯スポーツセンターの自家発電設備更新及び中央監視盤更新	0	D
スポーツ振興課	鴻ノ池球場改修事業	9,251	鴻ノ池球場の高圧受電設備(キューブクル)の取替等に要する経費	1,800	D
スポーツ振興課	鴻ノ池陸上競技場改修事業	14,608	鴻ノ池陸上競技場内の街路照明改修	2,250	C
スポーツ振興課	弓道場改修事業	4,140	鴻ノ池弓道場内のトイレ改修工事	4,000	B

スポーツ振興課	スポーツ施設備品整備経費	13,765	スポーツ施設備品(ランニングマシン、バスケット台等)の整備に要する経費	8,800	D
スポーツ振興課	鴻ノ池運動公園整備単独事業	30,000	鴻ノ池運動公園の整備設計等業務委託	20,000	B
人権政策課	環境改善施設整備事業	267,036	環境改善施設の改修及び撤去工事	67,700	D
月ヶ瀬行政センター総務住民課	月ヶ瀬行政センター耐震化整備事業	179,906	月ヶ瀬行政センターの耐震化及びトイレ、空調の改修工事	150,000	B
月ヶ瀬行政センター地域振興課	月ヶ瀬温泉施設整備事業	7,930	月ヶ瀬温泉の照明等の改修工事	0	D

査定理由 A: 要求どおり全額を認めているもの

B: 単価・数量・金額を精査し、所要額を予算措置したもの

C: 実施方法の変更や内容の見直しを行い、所要額を予算措置したもの

D: 優先順位をつけ、一部もしくは全部を次年度以降に先送りしたもの

E: 実施時期・事業効果の検討等、内容調整が必要と判断したもの

F: 国の補正予算を活用して、一部もしくは全部を令和元年度に前倒ししたもの